

## 一般財団法人日本きのこセンターにおける公的研究費の不正使用防止等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、一般財団法人日本きのこセンターにおける公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、適正な研究活動を推進するとともに、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において公的研究費とは、国等及び外部団体から配分される研究費等をいう。

2 この規定において「職員」とは一般財団法人日本きのこセンター就業規則に定める者をいう。

3 この規則において「不正使用」とは次の各項に掲げる行為をいう。

- (1) 公的研究費を私的に流用すること。
- (2) 虚偽の請求に基づき研究費を支出すること。
- (3) 公的研究費の交付の決定内容やこれに付された条件に違反して使用すること。
- (4) 偽りその他不正の手段により公的研究費を受給すること。

### (管理者等の設置および権限)

第3条 本財団における公的研究費を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、および管理責任者を置くものとする。

#### (1) 最高管理責任者

本財団の公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

#### (2) 統括管理責任者

最高責任者を補佐し、本財団の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、菌蕈研究所長をもって充てる。

#### (3) 管理責任者

公的研究費に関する実務の実質的責任と権限を有するものとし、菌蕈研究所副所長あるいは所長付部長をもって充てる。

### (環境の整備)

第4条 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について、以下のよう定める。

#### (1) 運営管理の実質的責任

統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に係る事務手続きに関し、必要な事項を

さだめ適切な運用を図るとともに最高管理責任者に報告する。

(2) 事務処理手続きについて

公的研究費に係る事務処理手続きについては、事務職員が行い、その実質的な責任と権限は「管理責任者」が持ち、適切なチェック体制を構築するとともに最高責任者に報告する。

(3) 事務処理担当部署および相談窓口

事務局は、公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する本財団内外からの相談を受け付ける窓口とする。

(4) 職員の意識向上

職員は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、使用規則等を遵守し、適正に公的研究費を使用しなければならない。

第5条 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施は次のように行うものとする。

(1) 不正防止における最高管理責任者の責務

最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じるとともに、不正防止計画を策定する。

(2) 不正防止計画の推進と対応

不正防止計画の推進は、統括管理責任者が担当する。統括管理責任者は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努めるとともに、不正を発生させる要因に対応しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、本財団による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。なお、職員が公的研究費による研究を実施する場合、前もって別に定める誓約書を統括管理責任者に提出するものとする。

(コンプライアンス教育の推進)

第7条 最高管理責任者は、職員に対して、公的研究費の不正使用の防止について意識向上を図るため、コンプライアンス推進責任者に管理責任者を充て、その者によりコンプライアンス教育などの研修を行うものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第8条 公的研究費の適正な運営・管理は次の各号のとおり行うものとする。

(1) 公的研究費の執行状況管理及び支出管理は、事務局が行うものとする。

(2) 発注業務は、事務局の承認を得て、研究者が実施するものとする。

(3) 納品検査等の研修担当を事務局で行い、納品確認を徹底する。

(4) 研究者の旅費の支払については、出張申請書及び出張報告書により実施確認を徹底する。

(5) 研究補助者、アルバイトに係る賃金等の支払については、タイムカード及び作業日誌により実施確認する。

## 2 不正取引に関与した業者の処分方法

不正な取引に関与した業者については、取引を停止する。なお、取引業者に対しては、公的研究費による取引が生じる場合、前もって別に定める誓約書を提出させるものとする。

(情報の伝達を確保する体制)

第9条 公的研究費にかかる情報の伝達を確保するため、以下の各号のとおり行うものとする。

## 2 公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口

公的研究費の使用ルール等に関する機関内外からの相談窓口を事務局に設置する。

## 3 告発の受付窓口

公的研究費の不正使用に関する機関内外からの告発の窓口は事務局とする。

## 4 告発の取扱い

原則顕名により行い、不正を行ったとする職員、不正行為の態様、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的根拠を指名している事案のみを受け付ける。不正使用に関する告発を受けた時は、速やかにその情報を最高管理責任者及び統括管理責任者に伝達するものとする。

## 5 告発者の保護

告発者・被告発者・告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

## 6 調査委員会の設置

公的研究費の管理に関して不正またはその疑いの告発があった場合は、最高管理責任者は、別に定める調査委員会を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止の取組の公表)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止の取組に関する本財団の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

(モニタリング等の監視体制)

第11条 モニタリング及び内部監査

公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に関する管理監査及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、次の項目のとおり実施する。

①経理監査は、経理担当者が行うこととし、不正防止計画推進担当である統括管理責任者と連携のうえ、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行う。

②経理監査以外の監査は不正防止計画推進担当である統括責任者が行うこととし、公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて、改善を重視したモニタリング及び監査を行う。

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。